

○東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物  
減量等推進審議会条例

平成 28 年 2 月 16 日  
条 例 第 4 号

(設置)

**第 1 条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
第 5 条の 7 の規定により、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議す  
るため、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会（以  
下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、管理者の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項につい  
て調査審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量化及び再生利用に関すること
- (2) 一般廃棄物の分別区分に関すること
- (3) ごみ処理手数料に関すること
- (4) その他管理者が特に必要と認める事項

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員 15 名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中か  
ら管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等
- (3) 関係市環境担当課長
- (4) その他管理者が特に必要と認める者

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠  
けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定め  
る。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、施設整備課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。